

# 鳥取東高等学校いじめ防止対策検討委員会設置要項

鳥取県立鳥取東高等学校

## 1 設置の目的

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として「鳥取東高等学校いじめ防止対策検討委員会」（以下、「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

## 2 活動

- (1) 「鳥取東高等学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施に関すること
- (2) 具体的な年間計画の作成、実行に関すること
- (3) いじめの相談や通報に関すること
- (4) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及びその情報の共有に関すること
- (5) いじめの疑いのある情報があったときの組織的な対応に関すること
- (6) いじめであるかどうかの判断に関すること
- (7) いじめ防止等の取組に対するPDCAサイクルでの検証、修正に関すること
- (8) いじめ防止等の方針の生徒、保護者、地域への説明に関すること
- (9) その他、いじめの防止等に係る一切の事項に関すること

## 3 構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は以下のとおりであり、校長を委員長とし、保健部が主管する。

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健体育主事、人権教育主任、学年主任、養護教諭

ただし、「鳥取東高等学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成や検証を行う場合には、保護者代表と生徒代表に会議への出席を求める。また、事案の内容を考慮し、より実効のないいじめ問題の解決のために、委員長が必要と認める場合、他の教職員、スクールカウンセラー、スクールサポーターの他、「子どもの悩みサポートチーム」から外部の専門家を構成員に加えることとする。

## 4 会議

- (1) 全体会議  
年間計画の作成や検証、修正などについて協議する。  
年度の始めと終わりに開催する。(年2回)
- (2) 関係者会議  
情報の共有、取組の実施状況について協議する。  
5月、7月、9月、12月、1月に開催する。(年5回)
- (3) 臨時会議  
いじめ事案、いじめの疑いのある情報等があった場合、適宜開催する。

## 5 附則

この要項は、平成26年3月20日から施行する。